

Number: 18K045
2018年9月21日

2018年度下期ご搭乗分の国内線運賃適用条件の一部変更について

株式会社スターフライヤーは、2018年度下期ご搭乗分の国内線運賃について、適用条件の一部を変更いたします。概要は、以下のとおりです。

<「身体障がい者割引運賃」の適用条件変更>

■適用開始日 : 2019年1月16日（水）以降の予約受付および購入分（予定）

■対象期間 : 2019年1月16日（水）以降の搭乗分（予定）

■変更内容：

① 運賃名称の変更

[現在] 身体障がい者割引運賃 ⇒ [変更後] 障がい者割引運賃

② 適用対象者について

身体障害者手帳（第1種または第2種）、戦傷病者手帳または療育手帳の交付を受けている満12歳以上の方に加え、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている満12歳以上の方に適用します。

※顔写真付きの精神障害者保健福祉手帳をご用意ください。また、ご搭乗日当日に手帳の有効期間が満了している場合にはご搭乗いただけません。

③ 介護者について

手帳区分にかかわらずご本人および同一便に搭乗される介護者の方（お一人様まで）がご利用いただけます。

■問合せ先■

株式会社スターフライヤー（証券コード 9206） 経営戦略部 広報担当 TEL：093-555-4520
スターフライヤー公式ホームページ：<https://www.starflyer.jp/>

■別紙 障がい割引運賃の適用条件(2018年10月28日～2019年3月30日搭乗分)

【2018年10月28日から2019年1月15日搭乗分まで】

運賃名称	予約期限	お支払い 期限	有効期間	予約変更	適用不可 期間	その他
身体障がい者割引運賃	当日迄	(注1)	1年間	可	なし	満12歳以上で、身体障害者手帳(第1種または第2種)、戦傷病者手帳または療育手帳(航空割引印あり)の交付を受けているご本人と一部の介護者*の方に適用します。 * 第1種身体障がい者...ご本人と介護者1名に適用 第2種身体障がい者...ご本人のみ適用

注1: 予約日を含め4日以内。ただし、搭乗日3日前以降は搭乗予定時刻の20分前まで。

【2019年1月16日予約・販売・搭乗分～2019年3月30日搭乗分】

運賃名称	予約期限	お支払い 期限	有効期間	予約変更	適用不可 期間	その他
障がい者割引運賃	当日迄	(注1)	1年間	可	なし	満12歳以上で、身体障害者手帳(第1種または第2種)、戦傷病者手帳または療育手帳(航空割引印あり)、精神障害者保健福祉手帳(※1)の交付を受けているご本人と介護者1名に適用します。

注1: 予約日を含め4日以内。ただし、搭乗日3日前以降は搭乗予定時刻の20分前まで。

※1: 顔写真付きの精神障害者保健福祉手帳をご用意ください。また、ご搭乗日当日に手帳の有効期間が満了している場合にはご搭乗いただけません。